

## 議案第8号 資料

### 川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

#### 1 市立高等学校の授業料と国の各支援制度の概要

##### (1) 市立高等学校の授業料と納付期限について

###### 市立高等学校の授業料

| 区分     | 授業料（月額） | 授業料（年間）  |
|--------|---------|----------|
| 全日制の課程 | 9,900円  | 118,800円 |
| 定時制の課程 | 2,700円  | 32,400円  |

###### 納付期限

授業料は、4月から9月までの月分の授業料を9月30日までに、10月から翌年3月までの月分の授業料を同年1月31日までに、それぞれ徴収する。

（川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則（以下「規則」という）第2条より）

##### (2) 高等学校等就学支援金について

###### 就学支援金の受給実績（令和6年度）

| 区分     | 生徒総数   | 受給者数   | 受給率   |
|--------|--------|--------|-------|
| 全日制の課程 | 3,580人 | 2,436人 | 68.0% |
| 定時制の課程 | 477人   | 412人   | 86.4% |
| 合計     | 4,057人 | 2,848人 | 70.2% |

高等学校等就学支援金制度で認定された高校生等（年収約910万円未満の世帯）を対象に、国公立共通の基準額（全日制は118,800円／年、定時制は32,400円／年）を上限として、授業料相当額の教育費を国が補助する制度

##### (3) 高等学校等臨時支援金（令和7年度限り）について

高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている高校生等（年収約910万円以上の世帯等）を対象に、国公立共通の基準額（全日制は118,800円／年、定時制は32,400円／年）を上限として、授業料相当額の教育費を国が補助する制度

#### 2 規則改正の理由と概要

規則第2条に定める納付期限までに、各支援金等から授業料に充当されないことが見込まれるため、各支援金等の制度を活用して授業料に充当する場合はその期限を設けないこととするため、本規則を改正するもの。